

太田市農業機械・施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業担い手の育成、農業経営の安定化及び農業の振興を図ることを目的に、市内に住所又は主たる事業所を有する認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）の農業用機械又は施設等購入（以下「農業用機械等購入」という。）に要する経費の一部に対し予算の範囲内で太田市農業機械・施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に掲げる認定農業者等であって、市税等に滞納がないものとする。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、農業用機械等購入に要するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象経費の総額の5分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、200万円を上限とする。

(補助金の採択)

第5条 補助金の申請額の総額が予算を超えた場合は、別表に定める採択ポイント表により補助金の採択を決定する。

(書類の整備等)

第6条 補助金の交付を受けた認定農業者等は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた認定農業者等については、第6条の規定は、なおそ

の効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	対象範囲	加算基準					加算ポイント	
(1) 年齢（法人の場合は、代表者の年齢）※4/1時点	申請者本人	44歳以下					5ポイント	
		45歳～54歳					4ポイント	
		55歳～64歳					3ポイント	
		65歳～74歳					2ポイント	
		75歳以上					1ポイント	
(2) 前年度農業収入	申請者本人	①	4,000万円以上		②	2,000万円以上		5ポイント
			3,000万円以上			1,000万円以上		4ポイント
			2,000万円以上			500万円以上		3ポイント
			1,500万円以上					2ポイント
			1,000万円以上					1ポイント
(3) 所得目標達成率	申請者本人		1ポイント	2ポイント	3ポイント	4ポイント	5ポイント	/
		1年目	20%	40%	60%	80%	100%	
		2年目	40%	60%	80%	100%	120%	
		3年目	60%	80%	100%	120%	140%	
		4年目	80%	100%	120%	140%	160%	
(4) 経営規模	下表（4-1、-2、-3）から、該当する経営を全て選択する。		下表のとおり ※①と②で基準が異なるので注意。					
(4-1) 耕作面積（米・麦・飼料作物）	米は、主食用米、備蓄用米、加工用米、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲。麦は、小麦、二条大麦、六条大麦、（いずれも品種は問わない）、飼料作物（畜産農家の自給飼料等）	①	30ha以上		②	20ha以上		5ポイント
			25ha以上			15ha以上		4ポイント
			20ha以上			10ha以上		3ポイント
			15ha以上			5ha以上		2ポイント
			10ha以上			1ha以上		1ポイント
(4-2) 耕作面積（園芸・その他）	耕作面積（米・麦・飼料作物以外）の耕作面積計	①	5ha以上		②	3ha以上		5ポイント
			4ha以上			2ha以上		4ポイント
			3ha以上			1ha以上		3ポイント
			2ha以上			0.5ha以上		2ポイント
			1ha以上			0.1ha以上		1ポイント

(4-3) 畜産飼養頭数	牛、豚、鶏の飼養頭数 ※飼養管理基準に基づく頭数以上とする	①	牛1,000頭以上	②	牛100頭以上	5 ポイント
			豚5,000頭以上		豚1,000頭以上	
			鶏100,000羽以上		鶏100,000羽以上	
			牛100頭以上		牛51頭以上	3 ポイント
			豚2,000頭以上		豚300頭以上	
			鶏10,000羽以上		鶏10,000羽以上	
			牛10頭以上		牛1頭以上	1 ポイント
豚100頭以上	豚100頭以上					
鶏2,000羽以上	鶏2,000羽以上					
(5) GAP、有機農業等の取得	globalGap、AsiaGap、JGap、都道府県・JAが定めるGap、有機JAS、ぐんまエコファーマー	あり				2 ポイント
(6) 地域計画への位置付け	太田市地域計画へ担い手として位置付けられている者	あり				1 ポイント
(7) 農地中間管理機構による貸借設定	農地中間管理機構を通した利用権設定を1人以上の者と設定（貸借・使用貸借の別と期間は問わない）※R8. 5月期設定分及び旧利用権設定期間内のものは対象に含む	あり				1 ポイント
(8) 農業後継者	農業後継者がいる者 ※同一経営内に就農していること	あり				1 ポイント
(9) 農業共済等の加入	農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済、収入保険等	あり				1 ポイント
(10) スマート農業技術導入への支援	本事業を利用し、スマート農業（ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業）を実施するために必要な農業機械や設備等を導入する者（例：農業用ドローン、ロボット、自動走行システム等）	あり				1 ポイント
(11) 前年度申請ポイント	前年度に①②のいずれかの事業を申請し不採択であった者	あり				2 ポイント
(12) 地域貢献活動ポイント	前年度から申請期日までに地域住民との農業体験や、農業関係の協議会等（例：農業委員、認定農業者協議会、農事支部協議会、多面的機能支払交付金活動組織等）の役員、その他市長が認める者	3項目以上				3 ポイント
		2項目				2 ポイント
		1項目				1 ポイント